

入所のお申し込みから入所にいたるまでの過程について

1. お申込み

ご来苑または郵送にて申込書を提出後、担当者がお話を伺います
→お申込み完了

2. 入所順について

必要度の高い方から順に入所（国の方針による）

3. 必要度の考え方

ご本人やご家族の状況、各施設独自の考慮点などを点数化し、
総合的に判断いたします

4. 入所が近くなった場合

ご本人の状況をお聞きして入所可能な状態かを確認し、後日担当者が
入所調査（ご本人に面会）に伺います

5. 上記の調査内容をもとに、入退所委員会にて検討し、入所決定いたします。

この間に下記の変更事項が生じた場合は速やかにご連絡ください。

《変更事項》

- ・ ご本人の状況（要介護度）が変わった時 ・ ご家族の状況が変わった時
- ・ 連絡先の変更 ・ 入所の意志がなくなった時（ご逝去、他施設入所等）

※H27年度より特養の入所は原則要介護3以上の方が対象となります。

但し、要介護1、2の方でも特例要件に該当すれば入所が可能です。